



Farbe 資産税宿泊ゼミ

資産税(譲渡・相続(贈与)・評価)の実務重要項目を
法令解釈等からみる!!

2021年11月7日(日)~9日(火)

会場：ANA インターコンチネンタル石垣リゾート

<https://farbe-net.com/events/20217707-9-syukuhaku-semi/>

研修項目：

(1) (国税通則法)

重加算税の賦課決定処分の可否が争点とされた裁決事例の確認

- ① 令和 3年 2月 5日裁決、関裁 (諸) 令2-13
 - ② 令和 3年 3月 1日裁決、東裁 (諸) 令2-61
 - ③ 令和 3年 3月23日裁決、東裁 (諸) 令2-65
- (参考) 最高裁第二小法廷、平成 7年 4月28日判決

(2) (国税通則法・財産評価)

被相続人が売主である土地売買契約が相続開始後に相続人によって解除された場合における相続財産の種類及び当該解除行為に対する重加算税の賦課決定処分の可否が争点とされた事例

- ★ 平成30年 4月12日裁決、東裁 (諸) 平29-111 【注目事例】
- (参考) ㊦ 平成21年 9月16日裁決、広裁 (諸) 平21-3
- ㊧ 広島地方裁判所、平成23年 9月28日判決

(3) (所得税)

取引相場のない株式の法人に対する譲渡につき、所得税法第59条(みなし譲渡)第1項所定の時価の算定が争点とされた事例

★ 東京高等裁判所、令和 3年 5月 20日判決

(参考) 上記の裁判例は、令和2年3月24日の最高裁判所の判決(令和3年1月にファルベの特別セミナーで、解説したものです)の差戻審です。
当該差戻審で判断された株価の譲渡適正価額につき、税務上の考え方と民事上の考え方の差異について確認します。

【元の裁判例(判例)】

- ㊦ 東京地方裁判所、平成29年 8月30日判決
- ㊧ 東京高等裁判所、平成30年 7月19日判決
- ㊨ 最高裁判所第三小法廷、令和 2年 3月24日判決

(4) (相続税)

未分割申告後に行われた相続税の増額更正処分(株式評価額の過小評価申告)が行われた場合において、当該申告に係る税額超過分の取消判決が確定した課税庁は相続税法第32条第1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法第35条第3項第1号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額等により、税額等の算定がなされるべきか否かが争点とされた事例

★ 最高裁判所第一小法廷、令和3年6月24日判決

(参考) 上記の判例は、令和2年の宿泊研修会(函館:大沼公園)で確認した裁判例の上告審判決です。控訴審判決の考え方が否定されました。

【元の裁判例】

- ㊦ 東京地方裁判所 平成30年 1月24日判決
- ㊧ 東京高等裁判所 令和 元年12月 4日判決

(5) (財産評価)

財産評価基本通達の定めによらない財産の評価の可否が争点とされた事例(財産評価基本通達に定める『特別の事情』の有無の判断ポイント)

① 『特別の事情』の成立要件

② 評価通達6項に定める特別の事情が認められるとされた事例(不動産に対する適用)

★ 東京地方裁判所 令和 2年10月 9日判決【注目事例】

(参考) ① 平成22年 5月19日裁決、関裁(諸)平21-109

② 大阪地方裁判所 平成29年 6月15日判決

③ 評価通達6項に定める特別の事情が認められないとされた事例(不動産に対する適用)

★ 札幌地方裁判所 平成31年 3月 8日判決

④ 『取引相場のない株式』の評価に評価通達6項を適用することの可否が争点とされた事例

★ 令和 2年 7月 8日裁決、仙裁(諸)令2-4【注目事例】